

**委19-06 建築設備保守点検委託
仕 様 書**

(適 用 範 囲)

第 1 条 建築設備保守点検委託(以下「本業務」とする。)の施工については、本仕様書の定めるところによる。
なお建築設備とは、給水設備・冷暖房設備・換気設備のことを示す。

(対 象 設 備 及 び 内 容)

第 2 条 本業務を要する対象設備及び内容はそれぞれ別表に示す。

1. 給水設備保守点検
「別表1」のとおりとする。
2. 冷暖房設備保守点検
「別表2」「別表3」「別表4」のとおりとする。
3. 換気設備保守点検
「別表5」「別表6」のとおりとする。

(業 務 工 程)

第 3 条 本業務の詳細工程については監督員と打合の上、施工すること。

(業 務 の 実 施)

第 4 条 本業務の実施にあたっては、旅客に対する傷害事故防止に留意し、防護対策等を充分に行うこと。
また業務実施にあたり、以下に示す通り連絡をすること。

1. 駅入退出
駅毎に改札外の券売機横インターホンにて駅員に連絡をすること。
2. 作業開始・終了時
監督員に当日の作業開始及び終了の連絡をすること。
通信機器室の鉄道専用電話にて駅毎に作業開始及び終了の連絡を電力指令にすること。

(鍵 及 び 施 錠 管 理)

第 5 条 本業務の実施を目的に、貸出を行った鍵の取扱には注意すること。

- (1) 鍵を解錠し、部屋に立ち入った際は、関係者以外が立ち入らないようにすぐに施錠すること。
- (2) 退出時は、入室した者が全員退出したことを確認した後に施錠し、施錠確認を念入りに行うこと。
- (3) 貸出された鍵の複製は行わないこと。

(電 源 の 扱 い)

第 6 条 本業務の電源扱いについて以下に定める。

- (1) ブレーカ操作は、監督員が実施すること。または、操作の都度モルルール社員の承諾を得ること。
- (2) 作業用にAC100Vを使用する際は、コンセントに直接漏電ブレーカを取り付けること。

(安 全 対 策)

第 7 条 主任技術者は作業員に対し作業前に次の事項に定めるところにより、指示を行い知得させること。

- (1) 作業員の健康状態に対する注意並びに作業内容及び作業方法について明確な指示をすること。
- (2) 工具及び防護具の使用前の点検並びに使用上の指示をすること。

(事 故 発 生 時 の 処 置)

第 8 条 主任技術者は、作業に関して事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、直ちに関係箇所に連絡してその指示を受けるとともに、適宜の処置をとらなければならない。

(監 督 員 の 立 会)

第 9 条 監督員が立会を指示した作業は、監督員の立会のもとに行わなければならない。

(後 か た づ け)

第 10 条 作業の後かたづけは、当該作業が終了した都度、速やかに且つ入念に行うものとする。

(提 出 書 類)

第 11 条 本業務に関して、以下の書類を提出すること。

1. 着手時

- (1) 点検業務計画書
- (2) 着手届
- (3) 主任技術者選任届
- (4) 主任技術者経歴書
- (7) 全体工期工程表

2. 工期中

- (1) 作業申込書
当社の指定する作業申込書によって、
作業実施の14日前までに監督員に提出・承認を得るものとする。

3. 完了時

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書
- (3) 業務写真
施工前・施工中・施工後を撮影すること。
- (4) その他、監督員が指示するもの

以上